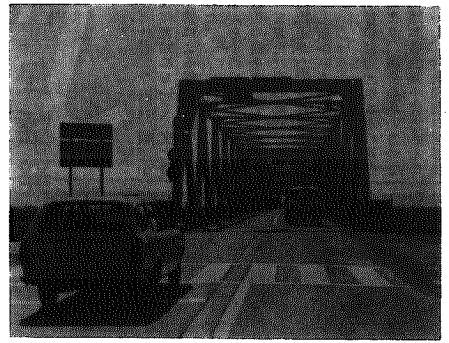


12月1日から 道路交通法が大幅改正 酒酔い運転は免許取消し



道路交通法が、七年ぶりに大改正され十二月一日から施行されます。今回の改正は二・三人一人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。また、本県ではさる九月に北陸高速自動車道が開通したため、運転士の心がけは十分守って欲しいものです。主な改正内容は次のとおりです。

ヘルメットの着用が義務づけられました



自動二輪車、原動機付き自転車の乗車用ヘルメットの着用が、義務づけられました。自動二輪車に乗るときは、運転する者も、荷台に同乗する者も必ずヘルメットをかぶらなければいけません。いままでは、最高速度四十キロ未満

の道路ならヘルメットは不用でしたが、これからはヘルメットなしでは自動二輪車に乗れません。四十以上で走れる道路をヘルメットなしで運転すると違反点二点です。また、高速自動車道や、自動車専用道路では、二人乗りはできません。罰則はいずれも三万円以下、罰金です。原動機付き自転車に乗るときも、ヘルメットをかぶらなければいけません。原動機付き自転車に乗って買い物に出かけるお母さんたちも、必ずヘルメットをかぶって運転しましょう。

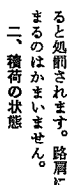
歩行者用信号に「通行を」に從つて



自走車は、歩行者、自転車専用という標示がある場合、歩行者用信号の指示に從うことになりました。現在の信号機は、車と歩行者用の二種類で、これまで自走車は車の信号機に從って走りましたが、車と一緒に並んで走るのが危険な場所や交差点がふえてきました。このため、新たに「歩行者専用」の信号機が設けられることになりましたので、このような信号機のあるところは、歩行者と自走車は同じ信号機に從うことになりました。(信号無視違反三月以下罰金三万円以下)

歩道では車道寄りを歩道寄りに

積荷の転落も処罰



自転車の、歩道での通行が制限されます。これまで二輪の自転車だけは標識のある歩道を通って歩きました。ところが最近、自転車を利用する人がふえて歩行者との接触事故も増加する一方です。そこで歩道を通ることができるのは、中心から車道寄りを走り、速度は歩行者にぶつかりそうになったら必ず止まれるスピード、つまり、徐行でなければなりません。また、ぶつかりそうなときは必ず一時停止しなければなりません。

高速自動車道の事故や渋滞の原因は、燃料やオイル切れによる本線車道上のエンジンあるいは積荷の転落事故などに上るものがほとんどです。高速自動車道を通るときは運転者は前もって次の事項をチェックして下さい。

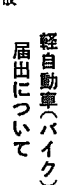
一、ガソリン、冷却水、オイルの量
走行中にガソリンやオイルが切れて、本線車道に停車するときは、停車中の表示を出すと、罰金三万円以下、罰金です。



不良は処罰される

高速自動車道の死亡事故

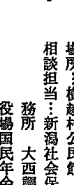
積荷の転落



高速自動車道の死亡事故の二十五割は、停車中の車の追突によるものです。高速で運転しているため、停車中の車の発見がおくれ、事故に結びついたものがほとんどです。本線車道、路肩にかかわらず停車するときは、はつきり「停車中」の表示器を出さなければいけません。表示器は一辺が五十センチ以上の三角形、後方二百センチから視認できるように立て、夜間用反射器材を使用した。夜間用表示器を使用するときは、罰金三万円以下の罰金と違反点二点。

積荷の転落

積荷の転落



積荷の転落

積荷の転落

積荷の転落

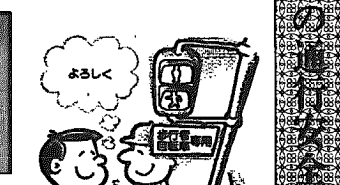


積荷の転落

積荷の転落

積荷の転落

歩行者用信号に「通行を」に從つて



歩道では車道寄りを歩道寄りに

不良は処罰される



積荷の転落

積荷の転落